

18世紀末葉のスペイン領マニラ

——「マニラ公正証書原簿」からみた植民地社会における中国人——

菅谷成子

はじめに

フィリピン史において、スペイン支配下の18世紀中葉から19世紀前葉に至る時期は、ひとつの転機であったといえる。それは、この時期を経て、現在につながるフィリピンの社会経済構造の基本的枠組みが形成されたからである¹⁾。その過程で、エドガー・ウィックバーグが、その古典的業績で夙に指摘するように、中国人移民と現地女性との婚姻により生じた混血の子孫、中国系メスティーソが植民地社会における一つの社会集団として姿を表したのである。彼らは、スペイン領フィリピン諸島の社会経済構造の変容を促進させる主要な担い手となり、さらには、19世紀末葉に向けて昂揚する「フィリピン人」意識の生成にも指導的な役割を果たし、フィリピン近代史を語る上で欠くことのできない存在となった²⁾。

その意味で、18世紀中葉のアランディア総督（在任、1754-59年）が実施した非カトリック教徒中国人の追放はフィリピン近代史上の一つの画期であった。これによって、マニラを中心とする中国人移民社会は、総体として、「脱中国人」化し、すなわち、カトリック化したのである。換言すると、アランディア総督が非カトリック教徒の中国人を追放したことによって、中国人移民社会が中国系メスティーソを産み出す母胎に転化し、その後の植民地社会の歴史的発展過程に重大な影響を与えたのである³⁾。

スペイン植民地政府からみれば、中国人移民社会がその植民地支配の正統性原理であったカトリシズムを受容し、教会の支配を受け入れたことになる。すなわち、ここにおいて、個々の中国人が洗礼、婚姻、癒やし（終油）の秘跡などを通して植民地の住民として把握され、スペインの植民地統治体制に取り込まれることになったといえる⁴⁾。

これ以降、アランディア総督によって示された中国人移民受け入れの枠組み——中国人移民を原則としてカトリック教徒に限るという受け入れ方針は、イギリスのマニラ占領（1762-64年）に関連した「対英協力中国人の追放」などの曲折はあったが、基本的に19世紀前葉に至るまで堅持された。

筆者は、別稿でアランディア総督による非カトリック教徒中国人の追放の経緯を明らかにしたことがある⁵⁾。本稿では、まず中国人移民社会の「カトリック化」がなぜ18世紀中葉になって目指されたのかという点を中心に、若干の新たな視角を加えて、その要点を示すことにする。次に、18世紀末葉におけるスペインの中国人統治について、ホセ・バスコ総督（在任、1778-87年）が導入した中国人統治政策の意義を検討する。さらに、18世紀末葉から19世紀初頭にかけてマニラに居住した中国人移民の生活について、その一端を知るため、フィリピン国立文書館に保存されている「マニラ公正証書原簿（Protocolo de Manila）」に含まれる文書のうち、中国人移民の関わった公正証書遺言から若干の事例を紹介する。

1. アランディア総督の中国人追放と中国人移民社会の変容

スペイン領フィリピンでは、17世紀末葉より、たびたび非カトリック教徒中国人移民を追放することが提議され、また、これが実行に移されることもあった。しかしながら、これらの追放の試みは、1755年に実施されたアランディア総督による非カトリック教徒中国人の一斉追放まで、必ずしも徹底されず、一時的な措置に留まっていた。とはいえ、これらの試みには、当時のスペイン領フィリピンにおける中国人を取り巻いていた経済的のみならず、宗教的・政治的背景があったと考えられる。

一つには、清朝の「遷界令」(1661-83年)によって、16世紀中葉以来、マニラ・ガレオン貿易体制の下で植民地の経済を支えてきた福建-マニラ間の中国貿易が縮小するに至ったことがあげられる⁶⁾。その結果、マニラの中国人は、従来の商業的利潤をあげえなくなったと思われるが、彼らは、「パリアン(中国人の指定居住区かつマニラの商業中心)」を出て、経済機会を求めて地方に進出・定着し、各地域経済の実権をも握るようになったのである。

当時のマニラ市の財政は、主にパリアンに設けられた店舗などの不動産からあがる賃貸料収入によって支えられていた。そのため、中国人がパリアンから流出し、空き店舗が増加していることが問題になっていた。スペイン人は、これらの中国人が強固な商業ネットワークを構築して、地方において商業活動を担っていた地元の商人らを廃業に追い込み、地方経済を独占することによって、人びとの生活を圧迫していると非難した。さらに、これらの「異教徒」中国人が地方に定着することによって、各地のカトリック化した諸島住民と直接接触する機会が増大し、後者が中国人の「悪習」に染まり、カトリック信仰の維持に悪影響を与えていると危惧されるようになっていた⁷⁾。

また、その当時、スペイン植民地政府は、マニラの中国人移民社会の指導者である頭領層(ゴベルナドールシリヨ [gobernadorcillo] およびカベシーリャ [cabecilla], 一般にカピタンの称号を有した)を通して、マニラの中国人移民社会を間接的に捕捉し、徴税などを行っていた⁸⁾。このため、地方に移住した中国人については、彼らを把捉する効果的な手段を持ちあわせず、植民地社会の安定を阻害する存在とみなすようになったこともある。

以上のように、17世紀末から18世紀中葉にかけてのスペイン領フィリピンでは、「遷界令」による福建-マニラ間貿易の不振によって、それまで「パリアン」を中心として、マニラ周辺に相対的に集中していた中国人の活動領域が地方へと拡大し、それにともなって各地域経済が本格的に中国人の影響を受けることとなり、中国人が植民地経済の実権を握るようになっていったのである。

その一方、1700年に、スペイン本国ではブルボン王家がハプスブルグ王家にとって代わり、国家権力の強化を目指して、植民地も含めて中央集権化、税

制の改革，産業の振興などが追求された。スペイン領フィリピン諸島では，マニラ・ガレオン貿易体制からの脱却が目指され，植民地における産業開発が模索された。さらに，中央集権的な統治体制の確立が掲げられるなか，在住中国人の把握が急務になったと考えられる。

すなわち，アランディア総督による非カトリック教徒中国人の追放は，斜陽の「スペイン帝国」を立て直す「ブルボンの改革」の一環でもあった。別言すれば，植民地経済の実権をスペイン人の手に取り戻す前提として，中国人の数を減ずる必要があり，その現実的で有効な手段として，カトリシズム受容の強制がなされたといえる。これはまた，上述したように，植民地支配の正統性原理の観点のもとより，スペイン植民地政府による中国人の把握を容易にするものであり，「スペイン帝国」全域にわたって中央集権的な統治体制を確立することを目指す「ブルボンの改革」の理念にも適うものであった。

ところで，アランディア総督が非カトリック教徒中国人の一齐追放に成果をあげたのは，総督の断固とした態度と追放にあたって適切な関連施策を実施したことに帰せられよう。しかし，中国人がスペイン領フィリピンでの滞在要件としてカトリシズムの受容を意識するようになったことも指摘できる。その一つの契機となったと思われるのが，一時的とはいえ，1741年から45年末までの間に計547名の中国人の非カトリック教徒が実際に追放の憂き目にあったことである⁹⁾。

その後，オバンド総督（在任，1750-54年）の下で，非カトリック教徒を対象とした追放令が実施される可能性に接した中国人のなかには，追放を避ける手段として受洗を選択した者も少なくなかった。パリアン教会（ドミニコ会によって，中国人の改宗・司牧などを目的として1618年に設立された）の洗礼簿を調査すると，1740-49年における年平均中国人受洗者数は8.2人に過ぎなかったが，1752年の受洗者数は30人に増加し，53年111人，54年145人であった。そして1755年は，7月の追放直前までに327人に上ったのである¹⁰⁾。

アランディア総督による追放の結果，マニラの中国人移民社会は「カトリック化」した。他方，福建-マニラ貿易により毎年マニラにやってくる「異教徒」

中国人のために、新たにパシグ河河口近くに貿易・宿泊施設としてアルカイセリア・サン・フェルナンドが築かれた。彼らは、原則的に、アルカイセリアに収容され、貿易終了後は帰国させられた。アランディア総督は、非カトリック教徒中国人の追放を徹底させるべく、1756年に27章からなる「条例（Ordenanzas）」を公布した。この条例は、一時滞在者である「異教徒」中国人との取引の詳細を定め、これらの「異教徒」中国人の一時滞在者とカトリック教徒の定住者との関係を規定するものとして公布された¹¹⁾。これによって、カトリック教徒の中国人移民と、それ以外の季節滞在の中国人が明確に区別され、理論的には、スペイン領フィリピンの住民は全て「カトリック化」されたことになった。

カトリシズムを受容した中国人移民は、植民地社会の正統な構成要素となった。彼らの多くは、カトリック教徒として、現地女性と教会に認知された婚姻を行って家族を形成した。その結果、彼らの婚姻から生まれた嫡出の混血の子孫がフィリピン植民地社会に増加することになった。これらの混血の子孫は、スペイン当局によって「中国系メスティーソ」と分類されたこともあって、その後、中国人とも「インディオ」と呼ばれた土着の諸島住民とも異なる独自のアイデンティティをもつ社会的集団として成長し、また周囲にもそのような存在として認知されるようになった。これらの中国系メスティーソのなかから、19世紀末葉にかけて、フィリピンの国民意識を担う人々が輩出することになったのである¹²⁾。

2. バスコ総督の中国人統治政策

イギリスのマニラ占領に際して対英協力したとの理由で、ホセ・ラオン総督（在任、1765-70年）およびアンダ・イ・サラサル総督（在任、1770-76年）は、事実上、全ての在住中国人を追放した。その結果、約10年にわたって新たな中国人移民の流入が途絶したため、この追放は、中国系メスティーソの商業的勃興の契機ともなった¹³⁾。

しかし、1778年に着任したバスコ総督は、一転して中国人移民の再受け入

れを行った。バスコ総督は、国王より「ブルボンの改革」を推進する任務を負っており、植民地経済開発の有力な担い手として中国人移民の導入をはかったのである。バスコ総督の中国人統治政策は、アランディア総督により示された方針を踏襲しつつ、それを徹底するものであった。

その要点は、植民地政府が中国人移民を把捉するしくみを整備することであった。先にみたように、アランディア総督の下で、中国人移民は、原則としてカトリック教徒とされたため、彼らは、洗礼、結婚などの秘跡を通じて、教区簿冊に登録され、教会による支配に組み込まれ、スペイン植民地統治の正統性原理の枠組みに取り込まれた。しかし、このことは、必ずしもスペイン総督府により、彼ら一人ひとりが把捉されたことを意味しなかった。すなわち、世俗権力による支配と教会による支配との間には、必ずしも有機的な連携が打ち立てられていなかったのである。結局、スペイン総督府は、ラオン総督およびアング総督による「対英協力中国人」の追放時まで、中国人移民を必ずしも直接的に把捉しておらず、主として、マニラの中国人移民社会の指導者、すなわち、ゴベルナドールシリョあるいはカベシーリヤなどと呼ばれた中国人頭領を介して間接的に支配していた。なかでも、中国人に課せられた貢税や居住許可税などの徴収にあたっては、中国人頭領ら中国人移民社会の指導者が徴税請負制によって、スペイン当局に対する納税に責任をもっていたため、その納入額が現実の中国人被課税人口に対応しているわけではなかった⁴⁾。

そこでバスコ総督の下で、中国人移民は、まずマニラにおいて、中国人頭領の協力の下に植民地政府の会計官が管理する総課税台帳 (*padrón general*) に登録され、定住許可証 (*licencia de radicación*) の発行を受けることになった。定住許可証は、その携行が義務づけられ、中国人移民に対して新たに導入された人头税徴収の基礎となった。その後、地方に居住することを希望する者には地方居住許可証が発行された。彼らは、当該各地方 (州) の長官の下に登録され、さらに各居住地のバランガイ (貢税納入グループ) に繰り入れられたのである。これによって初めて、制度上、総督府が在住中国人人口を把握することが可能になり、理論上、徴税請負制に依存する必要はなくなったのである。た

だし、現実には、中国人頭領の協力が不可欠で、さらに、これらの中国人は移動性が高く、福建省の故郷との間を往来する者も少なくなく、彼らを把握することには多くの困難がともなった。これ以降も、スペイン総督府にとって、いかにして効率的に、中国人移民の動静を把握し、彼らから徴税するかは大きな課題であり続けた¹⁵⁾

その一方、バスコ総督の下で、これらの中国人移民が現地女性との結婚を希望する場合は、新たに総督すなわち植民地政府の事前の許可が必要となった。これ以前は、中国人はカトリック教徒であれば、直ちに司教区裁判所(juzgado provisoral)に、婚約者とともに、あるいは婚約者の居住地が遠方であれば、当該の中国人のみが出頭して、主任裁判官である法務長官(juez provisor oficial)および主席公証人(notario mayor)の前で、その希望を申し立て、結婚申請にかかる審査を受けて特に問題がないと認められれば、結婚の許可を得ることができた¹⁶⁾

ところが、バスコ総督は、結婚を希望する中国人に対して、その旨、あらかじめ自身の定住許可証を添えて総督府に申請させることとした。すなわち、当該の中国人は、まず総督府による定住許可証と総課税台帳との照合に基づく本人確認および、人頭税の納入状況の確認を受け、次いで所属教区(聖堂区)の主任司祭による洗礼簿と定住許可証の照合による本人確認を受けなければならなくなった。さらに、聖堂区主任司祭は、当該の申請者について、敬虔なカトリック教徒としてミサに定期的に出席し、告解を行っているかなどの審査を行い、これらについて書面による証明を作成し、総督府に提出した。これらの書面により、申請者の素行に問題がないことが確認されて初めて、彼らが司教区裁判所に結婚申請する許可が与えられるようになったのである¹⁷⁾

ここにおいて、少なくとも中国人統治をめぐって、植民地の世俗権力による住民把握が教会によるそれと有機的に連携され、それが制度化された点が特筆できる。また、教会権力が世俗権力に「婚姻の許可」の点で従属させられたということも注目される。すなわち、バスコ総督の下で、国王を頂点とする中央集権体制の確立を目指す「ブルボンの改革」の理念が、中国人統治の分野にお

いて、制度上、一定の実現をみたといえよう。

このようなスペインの中国人統治政策は、少なくとも 1820 年頃までは堅持された。この間、前節でも触れたように、多くの中国人移民が婚姻を通じての家族形成を行い、彼らの現地社会への定着が進展した。彼らの子孫であるこの時期の中国系メスティーソは、全体としてみると、19 世紀末葉までに現地化しつつ社会的上昇を遂げ、中国人移民社会とは距離を置いて別のアイデンティティを獲得し、植民地経済の発展、諸島住民の民族意識の昂揚に重要な役割を果たすことになった。

3. 「マニラ公正証書原簿」にみる 18 世紀末葉のマニラの中国人

それでは、以上のようなスペインの中国人統治政策の下におかれた移民たちは、植民地社会において、具体的にどのような日常を送っていたのであろうか。ここでは、18 世紀末葉のマニラに生きた中国人移民について、フィリピン国立文書館所蔵の「マニラ公正証書原簿 (protocolo de Manila)」のなかから抽出した、彼らの関係した「公正証書遺言」の一部を事例として、ここに紹介し、その社会関係の一端を示す。

「マニラ公正証書原簿」綴りに含まれている公正証書遺言は、一般に次のような構成になっていた。まず、個別の遺言内容に入る前に、ほぼ定型化された前文がおかれている。そこでは、死が万人にとって避けられないこと、三位一体の教義、受肉した「神の言」および聖母マリアの無原罪の宿り、聖体の秘跡を信じること、そして、ローマ・カトリック教会に帰依し、カトリック教徒として、敬虔なキリスト教徒として、生き、かつ死ぬことが宣言される。そして、教会を通して、天の元后（聖母マリア）に、また自身が崇敬する洗礼名にちなむ守護聖人、その他の聖人や天使に、神への罪の許しの取りなしを祈願して、公正証書遺言を作成するとされる。

前文に続いて、個別の箇条に入るが、遺言の第 1 箇条の冒頭も定式化されていた。まず、その貴い血、受難と死で罪を贖った、イエス・キリストに魂をゆだねると宣言される。それに続いて、葬儀の形式や埋葬希望地が述べられる。

第2箇条から以下が実質的な遺言内容になる。その主な内容は、遺言人の出身地、親族関係が示された後、遺産となるべき財産が特定され、包括承継人の指名、財産分割の指示、第1から第3遺言執行者の指名、これらの遺言執行者の義務などと続き、最後に、これ以前に作成されたいかなる遺言も無効とすることが述べられ、本遺言証書が遺言人の最終の遺志であることが宣せられる。遺言証書の締めくくりに、証人の氏名が列記され、これらの証人と通訳（中国人の場合は、福建語通訳）とともに公証人および本人の署名がなされる。中国人の場合は、漢字でなされるのが一般であった。本人が文字を知らない場合、あるいは病状が重篤であるなどして署名できない場合は、通訳の署名や代理人の署名がそれに代わった。

それでは、以下に具体的な事例を紹介することとする。

サンティアゴ・オイディアトコの事例¹⁸⁾

サンティアゴ・オイディアトコ (Santiago Oydiatoco, 仙參教黃若官) は、福建省漳州府海澄県出身で、1789年1月26日当時、マニラ市(イントラムロス)の対岸に位置するピノンド在住の薬種商であったが、病床にあった。そのため、福建語通訳ファン・デ・ラ・クルス (Juan de la Cruz) を通じて公正証書遺言を作成した。

それによると、オイディアトコの両親はすでに亡く、また故郷に妻があったが、当時、やはり亡くなっていた。その妻との間に二人の息子を儲け、長男のドミンゴ・オイ・ファンコ (Domingo Oy Fuangco, 羅明教黃從官) は、父と同様にカトリック教徒でピノンドに在住であった。次男のオイ・クオンクア (Oy Quon Kua) は、中国在住であった。オイディアトコの主な資産は店舗および商品であったが、遺産の包括承継者には、長男のドミンゴが指名された。次男もそれに同意しており、また、その取り分はすでに分配されているとされた。長男は、さらに第1遺言執行者でもあり、第2遺言執行者には、ホセ・オイ・ハッコ (Joseph Oy Jacco), 第3遺言執行者には、ビセンテ・ギアン・チエンテク (Vizente Guiang Chientec) が指名された。これらの遺言執行者は、

長男のドミンゴが全ての遺産を引き継ぐことができるように、オイディアトコの死後直ちに遺産の目録を作成することとされた。

オイディアトコは、カトリック教徒であったが、[中国式の]慣習に従った葬送儀礼を希望し、ピノンド教会に埋葬されることを希望した。しかし、葬送の具体的事項については遺言執行者の裁量に任せるとしている。

次に、中国ですでに結婚していた移民が、マニラにおいても現地女性と結婚して子のいる場合の例をみとめる。

ホセ・マリアノ・チャンチュルコの事例⁹⁾

ホセ・マリアノ・チャンチュルコ (Joseph Mariano Chanchurco, 曾周光) は、イントラムロス内の商業区アルカイセリア・デ・サン・ホセ (1783年にパリアンに代わる商業中心として設置) に設けられた公設店舗で営業する商人であったが、やはり病気のため、1790年3月2日、公正証書遺言を作成した。チャンチュルコもオイディアトコと同様に中国の習慣に従って葬儀を行うことを希望したが、埋葬については、パリアン聖堂区教会を希望した。チャンチュルコは福建省泉州府同安県出身で、両親は故郷にまだ健在であった。その全資産は店舗にあり、詳細は帳簿に記されていた。遺産として残す店舗の価値は150ペソで、そこから埋葬と代禱 (煉獄にある靈魂の贖罪と冥福を願う祈り) の費用を捻出するよう指示を出していた。

チャンチュルコには中国に妻子もあった。故郷の妻との間に3人の男子と1人の女子がいたが、その当時、妻も含めて全員存命であった。またフィリピンでは、フアナ・セベリナと結婚したが、すでに亡くなっていた。亡くなったフアナとの間には7歳になるマルガリタ・セベリナがおり、その後見人には叔母のマリア・セベリナを当てることとしていた。

チャンチュルコは、第1位の遺言執行者として、息子のビセンテ・チャンコング (Vizente Chancongu), 第2位にビセンテ・サムボヨン (Vizente Samboyon), 第3位にホセ・チョンココ (Joseph Chongcoco) を指名している。遺産の包括承継人として、子ども全員、すなわち中国の妻との間の4人の子ど

もとフィリピンの妻との間の娘を指名し、彼らが平等に遺産を分割して相続するよう強く要請している。最後に通例のように、これ以前のいかなる遺言にも効力を与えず、本証書が本人の最終の遺志であり、有効であるとしている。

フランシスコ・パイガンの事例²⁰⁾

フランシスコ・パイガン (Francisco Paygan, 巴難系哥沛源) は、1789年当時、34歳にして、筆頭カベシーリヤ (cabecilla principal) の地位にあった。

パイガンは、福建—マニラ間の中国帆船貿易に自身の船をもって投資しており、「マニラ公正証書原簿」には、ここに紹介する公正証書遺言の他に、貿易資金関係の金銭貸借に関連して、その名がみえる²¹⁾。また、中国人移民社会の指導者として、パリアン聖堂区主任司祭アウグスティン・デル・ロサリオ (Augustin del Rosario) と中国人移民に課せられた人頭税の納入などをめぐって対立していたため、マニラ司教総代理文書にもその名がみえる²²⁾。しかしながら、なんらかの不慮の事故あるいは発作などの突発的な原因で、瀕死の状態に陥ったため、1789年10月20日付で公正証書遺言を作成し、これが「マニラ公正証書原簿」に残されている。

公正証書遺言によれば、パイガンは、漳州府龍溪県出身で、父は存命でシティウカ (Sitiuca), 母は故シンロ (Singlo) であった。ブラカン州ポーロ出身の妻マリア・エウセビア (Maria Eusebia) との間に一女フランシスカ・エウセビア (Francisca Eusebia) を儲けていた。パイガンは、葬儀と代禱の実際については、他の中国人と同様に遺言執行者の裁量に任せるとしたが、屍衣については、フランシスコ会のを希望した。また、資産については、葬式費用に取りおいた額に残額があれば故郷の父に残し、さらに事業関係の貸借を清算した残余を妻と娘に残すよう指示した。

筆頭遺言執行者には、事業上、投資関係のあったフェリーペ・エスカランテ (Phelipe Escalante) が指名され、次席として、サンティアゴ・チャンコ (Santiago Chanco) およびサンティアゴ・フアンスイ (Santiago Juansui) が指名された。また、妻のマリア・エウセビアは、第3位の遺言執行者として指名された。さ

らに、マリアは、唯一の包括承継者として指名された娘フランシスカの母親として、後見人として、フランシスカを特にキリスト教徒として教育するように求められた。

以上がパイガンの遺言の概要である。なかでも、包括承継者として指名された娘フランシスカが、特にキリスト教徒として、教育されるよう指示されている点が興味深い。中国人である父を亡くして、現地の母の許で育てられ、また、遺書の内容から、パイガンがスペイン人やメスティーソの有力者とも密接な関係をもっていたと想像されることから、フランシスカは、中国人移民社会から一定の距離を保ちつつ、中国系メスティーソ社会の一員として、カトリズムに根ざしたスペイン的文化要素を身に付けつつ成長したのかもしれない。なお、パイガンは、手が震えて、自身で署名ができなかったので、フランシスコ・ティコ（巴難系昔果呉知哥）およびビセンテ・タイセン（Vizente Taysen, 徴申治〔黄〕泰生）が、公正証書による遺言書として、他の3人の証人とともに署名している²³⁾

次に、中国人と婚姻関係にあった中国系メスティーソ女性、ロサ・マルティーナ（Rosa Martina）が病床で残した公正証書による遺言をみてみたい。

ロサ・マルティーナの事例²⁴⁾

ロサ・マルティーナは、マニラ湾岸に面したトンド州マラボン（Malabon）出身で、父はマルティン・サヤトコ（Martin Sayatco）、母はマリア・グアンニオ（Maria Guangnio）であった。母も、その名から中国系メスティーソであったと思われる。夫フェリーペ・スアトッコ（Phelipe Suatocco）との間に、幼い息子マリアノ・ホセ（Mariano Joseph）がいた。スアトッコは、遺言書作成時には中国におり不在であった。ロサ・マルティーナは、ファン・リオコ（Juan Lioco）の管理になるティナヘロ（tinajero：水等を貯える大がめ製造・販売所）を所有していた。彼女の全資産は、三等分して、その一を夫に、残余の半分を息子の養育費とし、残りは息子の分別がつくまで、夫が後見人として、その取り分を管理するとした。

遺言執行者としては、第1位に夫スアトッコが指名され、第2位には、チュア・ケンコ (Chua Quenco/Chua Quens Cong) およびシリアコ・チュアトッコ (Ciriaco Chuatocco) が一体として指名された。また、先にみたパイガンの公正証書遺言に署名したフランシスコ・ティコ (巴難系昔果吳知哥) とビセンテ・ポサダス (Vizente Posadas) が共同して、第3位の執行者とされた。夫の不在中に死亡した場合には、これらの執行者が、夫の帰着後、残された資産について報告を行うとされた。また、息子マリアノ・ホセは、唯一の包括承継者として指名された。

果たして、ロサ・マルティーナは、約2週間後、スアトッコ不在中に死亡したので、遺言執行者第3位のティコは、公正証書によって、自身の執行権限を第2位の遺言執行者であるチュア・ケンコに委譲した。なお、ティコは、チュア・ケンコの金銭貸借における保証人でもあり、ケンコの行動に責任をもっていた²⁵⁾

ロサ・マルティーナの場合は、この遺言書にみる限り、中国人との関係が比較的深かったようである。たとえば、次席遺言執行者のチュア・ケンコは、マニラに定住していたのかどうかは不明だが、カトリック教徒ではなかった。また、夫スアトッコも、福建との間を往復しており、ロサ・マルティーナの死亡時、中国に渡っていて不在であった。さらに、その所有に係るティナヘロは、中国人フアン・リオコに管理されていた。その息子マリアノ・ホセは、幼くしてメスティーソの母を失って、中国人の父の後見の下におかれた。上記の人間関係からみる限り、マリアノ・ホセは、中国との関係も深い環境で成長したと思われる、中国人移民社会に取り込まれていった可能性もないとはいえない。

お わ り に

本稿が対象としている時期において、マニラを中心とする中国人移民社会は、総体として「カトリック化」したことにより、植民地社会の正統な構成要素となり、混血の子孫、中国系メスティーソの人口の増大に寄与した。しかし、

当該の個々人のカトリック信仰のあり方や現地社会への適応の状況は多様であった。すなわち、彼らがカトリシズムを受容したことは、直ちに祖先崇拜を核とする、道教あるいは仏教的信仰体系の放棄を意味しなかったし、また、マニラにおける婚姻と定住は、故郷との断絶を意味しなかった。これらの中国人移民のアイデンティティのあり方は多様であり、一直線に植民地社会への統合が進んだことを意味したのではなかった。

このことは、本稿でみてきたように、マニラの公正証書による遺言の内容分析からも確認できる。これらの文書では、陳述者が定式化された遺言の前段でカトリックの教義を受け入れ、信徒として死ぬことを述べている。しかし、多くの改宗中国人は、それに続く実質的内容の部分で「中国の慣習に従った経帷子をまとめて葬儀や埋葬が執り行われる」よう指示しているのである。このことは、根本において彼らの多くが祖先崇拜を核とする中国の信仰・価値体系を放棄していないことを示している。

他方、ソウチュルコの例にあるように、遺産の一部を故郷の子どもや親族に送るよう指示しているが、男女を問わず、平等に相続するよう求めている場合もある。さらに、オイディアトコの例に見られるように、マニラの子どもと故郷の子ども、それぞれに役割を与えていると推察される場合も見受けられる。他方、数的には少ないが、パイガンの例に見られるように、カトリック式の埋葬・葬儀を望み、メスティーソの子女がカトリック教徒として成長するよう妻らの後見人に依頼する場合もある。

一方、中国系メスティーソは、中国人移民社会と密接な関わりをもちつつも、スペインの統治方針もあって、全体としては、次第に独自のアイデンティティを保持する社会集団として成長した。しかし、特に第一世代の個々人のアイデンティティのあり方は多様で、実質的な「中国人」も存在した。なかでも中国人移民への妻の提供元として、マニラの中国系メスティーソ社会が存在した側面も考える必要がある。実は、マニラの中国人移民の多くは、中国系メスティーソ女性を婚姻の相手に選んでいた。その意味で、当時のマニラの中国系メスティーソ社会が中国人移民社会の存続にも重要な役割を果たしたと思われる。

この点についての検討は、今後の課題である。

注

- 1) この点に関しては、John A. Larkin, "Philippine History Reconsidered: A Socioeconomic Perspective," *The American Historical Review* 87 (June 1982): 595-628 を参照のこと。また、この時期、および、それ以降の社会的諸変化については、本稿の関心との関連から、植民地行政の末端への中国系メスティーソの進出との関わりで論じた、池端雪浦「フィリピンにおける現地人官僚制度の変容—スペイン体制後期を中心にして—」石井米雄、辛島昇、和田久徳編著『東南アジア世界の歴史的位相』東大出版会、1992年、176-199頁所収を参照のこと。
- 2) Edger Wickberg, "The Chinese Mestizo in Philippine History." *Journal of Southeast Asian History* 5 (March 1964): 62-100, および, *idem*, *The Chinese in Philippine Life, 1850-1898* (New Haven, Conn.: Yale University Press, 1965; rept. ed., Manila: Ateneo de Manila University Press, 2000) を参照。
- 3) アランディア総督の非カトリック教徒中国人の追放の経緯と意義については、菅谷「18世紀中期のフィリピンにおけるアランディア総督の非キリスト教徒中国人の追放—中国系メスティーソの興隆の契機をめぐって—」『東南アジア—歴史と文化—』19 (1990), 26-42頁 (「アランディア総督」と略記する); および菅谷「18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会のカトリック化と中国系メスティーソの興隆—『結婚調査文書』を手がかりとして—」『東洋文化研究所紀要』139 (2000), 420-444頁 (「結婚調査文書」と略記する) を参照のこと。
- 4) スペイン国王は、ローマ教皇の権威の世俗における代理として、「パトロナート・レアル(インディアスにおける国王の教会保護権)」が授与され、カトリック教会組織を維持する義務を負った。スペイン国王は、その財政的裏付けとして、十分の一税の徴収権が与えられ、また、聖職者の推薦権等を有したので、理論的には、インディアスにおいて、教会を国王に奉仕する存在とした。しかしながら、それは同時に、教会のもつ権威が、国王を頂点とする世俗の支配機構のなかに入り込む余地を与えることになった(チャールズ・ギブソン『イスマノアメリカー植民地時代—』染田秀藤訳、平凡社、1981年 [Charles Gibson, *Spain in America* (New York: Harper & Row, 1966)], 第4章「教会」(74-97頁)。特に、パトロナート・レアルについては、83頁および89頁を参照)。
- 5) 注3) 参照。

- 6) 「遷界令」については、浦廉一「清初の遷界令の研究」『広島大学文学部紀要』5(1954), 124-158頁参照のこと。また、福建—マニラ間貿易の規模などについては、Pierre Chaunu, *Les Philippines et le Pacifique des Ibériques (XVI^e, XVII^e, XVIII^e siècles) — Introduction méthodologiques et indices d'activité* (Paris: S. E. V. P. E. N., 1960), pp. 164-169 and pp. 200-216を参照のこと。
- 7) Nicholas Cushner and Helen Tubangi, eds., *Cedulario de Manila: A Collection of Laws Emanating from Spain Which Governed the City of Manila 1754-1832* (Manila: National Archives, 1971), pp. 68-72; and Miguel Rodríguez Bériz, *Diccionario de la administración de Filipinas: Anuario de 1888* (Manila: Imp. y Lito. de Pérez, hijo, 1887-1888), 2 vols., 1: 560-562.
- 8) “Año de 1779: Testimonio literal del expediente formado a consecuencia de Reales determinaciones sobre el establecimiento de los Sangleyes en estas Yslas, con el Padron General de ellos admitidos en este presente año,” Filipinas, legajo 715, Archivo General de Indias. (“Año de 1779”と略記する)。
- 9) *Ibid.*
- 10) 「アランディア総督」, 36頁。
- 11) *ORDENANZA QUE SE HA DE OBSERVAR EN LA CAPITAL DE MANILA EN EL RECIVO, ESTANCIA, Y TORNABVELTA DE LOS SANGLEIES INFIELES, QUE DEL REINO DE CHINA VENGAN A COMERCIAR, SEGVN LAS ORDENES DE SV MAGESTAD*, 12 January 1756 (Manila: Colegio de la Compañía de Iesus, 1756).

この条例は、その表題に明確に示されているように、中国帆船貿易に関わって来島する「異教徒」中国人を対象としたものであった。具体的には、従来の取引慣行にも依拠しつつ、改めて中国貿易帆船の入港から出航までの手順を具体的に示したものであるが、特に、異教徒中国人のアルカイセリア滞在中における行動を細かく規定した部分を含んでいた。それゆえ、この条例は、アルカイセリア・サン・フェルナンドの設置と一対をなすものであったといえよう。

この条例から、アランディア総督が中国帆船貿易と「異教徒」中国人を一体のものとして認識しており、カトリック教徒として定住が認められた中国人移民とは、区別して扱っていることがわかる。すなわち、この条例の趣旨は、一言でいえば、いかに「異教徒」の中国人をその滞在中、アルカイセリアに隔離しておくかということであった。

- 12) 中国系フィリピン人であるチューは、自身の経験にも照らして、「中国人」, 「メステイロ」あるいは「フィリピン人」などについて、そのアイデンティティの越境性、流動性あるいは多元性を論じている。特に、19世紀末葉から20世紀初頭における「中国人」あ

- あるいは「中国系メスティーソ」のアイデンティティのあり方に関して、当時のスペイン語史料に基づいて詳細な分析を行って、スペイン当局による「中国人」あるいは「メスティーソ」などという民族分類と現実の人のびとの意識や行動とのずれを示し、これらの民族分類を従来の固定的に促えがちであった分析枠組みを批判している (Richard T. Chu, "Rethinking the Chinese Mestizos of the Philippines." In Shen Yuanfang and Penny Edwards eds., *Beyond China: Migrating Identities* (Canberra: Study of the Chinese Southern Diaspora, Australian National University, 2002), pp. 44-74; and "The 'Chinese' and the 'Mestizos' of the Philippines: Toward a New Interpretation," *Philippine Studies*, 50 (2002): 327-370 を参照)。
- 13) 菅谷「18世紀フィリピンにおける中国人移民社会の変容と中国系メスティーソの興隆—対英協力中国人の追放をめぐる—」『東洋学報』76-3・4 (1995), 61-91頁。
- 14) "Año de 1779."
- 15) 菅谷「バスコ総督のフィリピン植民地経済開発—中国人移民奨励と養蚕業振興策—」『南方文化』13 (1986), 47-69頁。
- 16) 「結婚調査文書」, 434-437頁。
- 17) Provisorato, Archdiocesan Archives of Manila (AAM); *Informaciones matrimoniales*, AAM.
- 18) Protocolo de Manila 1789, no. 21-1, Philippine National Archives (PNA). なお、当時のスペイン語文書では、以下に示す事例を含めて、中国人の固有名詞は、彼らの出身地である閩南音で表記されている。
- 19) Manila, 2 March 1790, Protocolo de Manila, no. 22-1, PNA.
- 20) Binondo, 20 October 1789, Protocolo de Manila, no. 21-1, PNA.
- 21) バイガンは、当時の有力な中国系メスティーソ、アントニオ・トゥアソン (Colonel Don Antonio Tuason, theniente colonel de los reales ejércitos) と福建—マニラ間貿易に関連して密接な関係をもっていた。アントニオは、1783年に、スペイン国王の勅令によってイダルゴ (hidalgo/hijodalgo; 小貴族あるいは郷士) の地位を得た初代である。アントニオ以降、トゥアソン家は、イダルゴの地位を得た中国系の数少ない家系となったが、現代フィリピン社会においても有力な家系の一つである [Luciano P. R. Santiago, "The Filipino Indios Encomenderos (ca. 1620-1711)," *Philippine Quarterly of Culture & Society* (September 1990): 169]。アントニオの息子、ビセンテ・ドロレス (Don Vizente Dolores Tuason, Capitán del Batallón nominado Real Principé) は、その財力によって、スペイン人が独占してきたマニラ市参事会議員 (regidor) の席を得ようとしたが失敗した [Luis Merino, *El cabildo secular: aspectos fundacionales y administrativos* (Manila: Intramuros Administration, 1983), p. 178]。その他に息子パブロ (Don Pablo Tuason, alferéz) がいた。トゥアソン親子は、多額の現金を複数の中国人商人に貸し付けていた。バイガンは、これらの貸し付けの中国人商人の保

証人となっていた (Protocolo de Manila, no. 21, PNA)。

- 22) アウグスティン・デル・ロサリオは、中国系メスティーソの在俗司祭であった。マニラ大司教バシリオ・サンチョ・デ・サンタ・フスタ (在任 1767-1768 年) による聖堂区の在俗司祭化 (secularization of the parishes) によって、パリアン聖堂区は、1767 年にドミニコ会の管轄から在俗司祭に移された。同年より聖堂区主任司祭として、デル・ロサリオの名は、パリアン教会の洗礼簿などにみえる。スペイン領フィリピンにおける聖堂区の在俗司祭化については、差し当たり、Pablo Fernández, *History of the Church in the Philippines (1521-1898)* (Metro Manila: National Bookstore, 1979), chap. 14 を参照のこと。また、パイガンとデル・ロサリオの確執については、AAM 所蔵のマニラ司教総代理文書 (Provisorato, 1785-1826, 7-A-3) を参照のこと。パイガンは、自身で漢字署名をなす際には、「巴難系哥沛源」と記し、姓を記すことはなかった。中国人移民社会の書記によると思われるものでは、「班支果施沛源觀」と記されている (Manila, 27 March, 1789, Protocolo de Manila, no. 21-1, PNA)。遺書で、父の名がシテイウカと示されているので、施氏であったことが確認できる。
- 23) Binondo, 20 October 1789, Protocolo de Manila, no. 21-1, PNA。フランシスコ・ティコは、バスコ総督のもとで筆頭カベシーリャを務めたバルトロメ・ピトゥコ (Bartolome Pitco; 萬刀洛費觀) の下で働いていた。ピトゥコの死 (1786 年または 1787 年) 後、暫くパリアン長官 (alcalde de Parian) を務めた中国人社会の有力者であった。ピトゥコについては、菅谷「バルトロメ・ピトゥコー18世紀後期のマニラに生きたある中国人キリスト教徒ー」『名古屋女子大学紀要』人文・社会編 38 (1992), 33-45 頁; 同, 前掲論文「18世紀フィリピンにおける中国人移民社会」, 78-81 頁を参照のこと。ピセンテ・タイセンも中国人カピタンの一人であった (Manila, 27 March 1789, Protocolo de Manila, no. 21-1, PNA)。他の3人の証人は、フアン・ヘロニモ・レグラシオン (Juan Geronimo Regulacion), フェリシアノ・ルイス (Feliciano Ruiz), フアン・ネポムセノ (Juan Nepomuceno) であった。
- 24) Parian, 16 May 1789, Protocolo de Manila, no. 21-1, PNA.
- 25) Manila, 3 June 1789, *ibid*.

(付記: 本稿は、平成16年度科学研究費補助金基盤研究(CX2)「スペイン植民地都市マニラの歴史研究」の研究成果の一部である。また、三島海雲記念財団より平成15年度学術奨励賞助成金を受けた。本稿の記述は、その「研究報告書」に重なる部分がある。ここに記してご援助を感謝します。)